



- ◆ 医科・歯科問わず「8万円」（病院等は10万円）
- ◆ 原則として厚労省ホームページからの電子申請
- ◆ 申請受付期間：令和4年1月31日（月）まで

令和3年度新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止継続支援補助金

■ 制度概要 — 感染拡大防止のためのかかり増し費用に“限定”

令和3年10月1日から令和3年12月31日までに支払の確定した、「感染拡大防止に要するかかり増し費用」が補助されます。

【補助上限】 病院・有床診療所 10万円 無床診療所 8万円

■ 対象経費 — 従来から賃借しているクリニックの家賃等は『対象外』

上記期間内に「感染拡大防止対策に要した下記の経費が対象です。

【経費例】 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

【注意 — 必ずお読みください —】

従来から賃借しているクリニック家賃やそれに係る水道光熱費、従前から勤務している方の人件費等は“対象外”。

■ 申請方法 — 原則『電子申請』、概算払ではなく『精算払』のみ

① 電子申請（厚労省ホームページより）

- ▶ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」で検索。厚労省の支援金ページより補助金申請ページへ移動できます。電子申請はPCだけではなく、スマホ・タブレット端末からでも可能です。
- ▶ 今回は概算での申請はできません。上記対象期間内に物品を購入する必要があります。
- ▶ 領収書の添付が不要。ただし、領収書などの証拠書類は5年間保管が必要。

② 電子申請が困難な場合は、厚生労働省コールセンター（TEL:0120-336-933）へ

- ▶ 電子申請できない場合はコールセンターへご相談を（受付：平日9時30分～18時）。ただし画面の到着まで時間がかかるため、できる限り早急にご相談ください。なお、書面での申請用紙が公開されておらず、従来のように協会からのご案内ができませんのでご容赦ください。